【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成23年11月14日
【四半期会計期間】	第65期第２四半期（自　平成23年７月１日　至　平成23年９月30日）
【会社名】	株式会社高田工業所
【英訳名】	TAKADA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　髙田 寿一郎
【本店の所在の場所】	北九州市八幡西区築地町１番１号
【電話番号】	093(632)2631
【事務連絡者氏名】	総務部長　深町 雪登
【最寄りの連絡場所】	北九州市八幡西区築地町１番１号
【電話番号】	093(632)2631
【事務連絡者氏名】	総務部長　深町 雪登
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番２号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次	第64期 第２四半期連結 累計期間	第65期 第２四半期連結 累計期間	第64期
会計期間	自平成22年４月１日 至平成22年９月30日	自平成23年４月１日 至平成23年９月30日	自平成22年４月１日 至平成23年３月31日
売上高（千円）	22,289,603	19,205,818	41,140,744
経常利益（千円）	1,001,598	376,384	1,260,411
四半期（当期）純利益（千円）	617,513	215,282	747,248
四半期包括利益又は包括利益（千円）	557,894	101,328	711,252
純資産額（千円）	9,211,048	9,344,095	9,364,323
総資産額（千円）	26,176,718	26,062,880	25,526,475
１株当たり四半期（当期）純利益（円）	97.50	33.99	108.83
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益（円）	18.38	6.41	22.24
自己資本比率（%）	35.2	35.8	36.7
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△457,769	△418,093	△598,738
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	283,880	△471,842	22,367
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△1,375,973	412,123	△421,338
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高（千円）	1,963,076	2,000,843	2,521,143

回次	第64期 第２四半期連結 会計期間	第65期 第２四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年７月１日 至平成22年９月30日	自平成23年７月１日 至平成23年９月30日
１株当たり四半期純利益（円）	16.92	19.26

（注）１　当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
２　売上高には、消費税等は含まれていません。
３　第64期第２四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号　平成22年６月30日）を適用し、遡及処理しています。

２【事業の内容】

当第２四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第２四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営上の重要な契約等】

当第２四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

３【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（１）業績の状況

当第２四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災からの復旧対応に伴い、企業の生産・輸出活動や個人消費に回復の兆しが見られたものの、長期化する電力供給不安に加え、欧州の金融不安を背景とした円高等の影響から、景気の先行きに予断を許さない状況が続きました。

当社グループの関連するプラント業界におきましては、東日本大震災により、製造設備を被災されたお客様の生産活動に持ち直しの動きが見られましたが、国内向け設備投資の抑制が継続する中、受注競争も激化しており、当社グループを取り巻く経営環境は、厳しい状況で推移いたしました。

このような状況下、当第２四半期連結累計期間の売上面につきましては、東日本大震災に伴う復旧対応工事に取り組むとともに、操業度維持を意識しながら、得意分野を中心とする工事案件を確実に受注してまいりましたが、例年に比べ大型工事案件が少なく、化学プラント・石油天然ガスプラント等の建設・保全工事が減少したため、売上高は192億５百万円（前年同四半期比13.8%減）となりました。

また、損益面につきましては、事前工事計画の徹底、大型工事の工事管理の徹底による効率化、コストダウンの推進等に努めましたが、売上高の減少や熾烈な価格競争等により、営業利益は３億８千１百万円（前年同四半期比63.6%減）、経常利益は３億７千６百万円（前年同四半期比62.4%減）、四半期純利益は２億１千５百万円（前年同四半期比65.1%減）となりました。

当第２四半期連結会計期間末の資産合計は、260億６千２百万円で前連結会計年度末より５億３千６百万円増加しました。増加の主な要因は、現金及び預金が２億２千４百万円減少したものの、未成工事支出金が８億７千６百万円増加したこと等によるものです。

負債合計は、167億１千８百万円で、前連結会計年度末より、５億５千６百万円増加しました。増加の主な要因は、短期借入金が７億８千万円、未成工事受入金が１億８千９百万円減少したものの、支払手形・工事未払金等が５億３千万円、長期借入金が13億２千２百万円増加したこと等によるものです。

純資産は、93億４千４百万円で前連結会計年度末より、２千万円減少しました。減少の主な要因は、利益剰余金が９千３百万円増加したものの、その他有価証券評価差額金が１千７百万円、為替換算調整勘定が９千６百万円減少したこと等によるものです。

（２）キャッシュ・フローの状況

当第２四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金収支は、４億１千８百万円の支出（前年同四半期４億５千７百万円の支出）となりました。

これは主に、仕入債務の増加額５億４千２百万円の収入と、未成工事支出金の増加額８億７千６百万円、未成工事受入金の減少額１億３千万円の支出によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金収支は、４億７千１百万円の支出（前年同四半期２億８千３百万円の収入）となりました。

これは主に、定期預金の預入による支出２億９千５百万円と、有形及び無形固定資産の取得による支出１億７千６百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金収支は、４億１千２百万円の収入（前年同四半期13億７千５百万円の支出）となりました。

これは主に、長期借入れによる収入17億円と、短期借入金の純減少額並びに長期借入金の返済による支出11億５千８百万円と配当金の支払額１億２千万円によるものです。

これにより、当第２四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末の25億２千１百万円に比べ５億２千万円減少し、20億円（前年同四半期比３千７百万円増）となりました。

（３）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第２四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

（４）研究開発活動

当第２四半期連結累計期間における研究開発費は１億１千５百万円です。

なお、当第２四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(注)　「第２　事業の状況」における各事項の記載については、消費税等を含んでいません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	41,383,800
Ｂ種株式	5,000,000
Ｄ種株式	4,000,000
Ｅ種株式	1,000,000
計	51,383,800

②【発行済株式】

種類	第２四半期会計期間末現在発行数（株）（平成23年９月30日）	提出日現在発行数（株）（平成23年11月14日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,220,950	7,220,950	大阪証券取引所（市場第二部）福岡証券取引所	（注）１
Ｂ種株式（優先株式）	5,000,000	5,000,000	―	（注）２，３，４
計	12,220,950	12,220,950	―	―

（注）１　権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

２　Ｂ種株主は、当社の定款第14条の４に定めるとおり、平成21年３月23日以降いつでも、当社に対し、Ｂ種株式の取得を請求することができ、当社は、Ｂ種株式５株を取得するのと引換えに、当該Ｂ種株主に対し、Ｄ種株式４株およびＥ種株式１株を交付いたします。

３　Ｂ種株式、Ｄ種株式、Ｅ種株式の内容は次のとおりであります。

なお、単元株式数はいずれも500株であり、会社法第322条第２項に規定する定款の定めはありません。

また、当社の優先株式は、当社の財務体質の改善を目的として発行されたものであり、優先株主との合意に基づき、株主総会において議決権を有しておりません。

（Ⅰ）Ｂ種株式

（ⅰ）優先配当金

① 当社は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録されたＢ種株主またはＢ種株式の登録株式質権者（以下「Ｂ種登録株式質権者」という。）に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種株式１株につき年80円を上限として、Ｂ種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額（ただし、Ａ種株式の取得請求によって発行されるＢ種株式については、Ａ種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額）の剰余金の配当（以下「Ｂ種優先配当金」という。）を、分配可能額がある限り必ず支払う。ただし、配当金額の計算は、円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。

② 当社は、定款に定める金銭の分配を行うときは、Ｂ種株主またはＢ種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種株式１株につきＢ種優先配当金の２分の１を上限として、Ｂ種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額（ただし、Ａ種株式の取得請求によって発行されるＢ種株式については、Ａ種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額）の金銭（以下「Ｂ種優先中間配当金」という。）を支払う。

③ Ｂ種優先中間配当金が支払われた場合においては、Ｂ種優先配当金の支払いは、Ｂ種優先中間配当金を控除した額による。

④ Ｂ種株式に対する配当が、当該事業年度において本項①の金額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。

⑤ Ｂ種株式に対しては、本項①に規定するＢ種優先配当金の額を超えては配当しない。

（ⅱ）残余財産分配

① 当社は、残余財産を分配するときは、Ｂ種株主またはＢ種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種株式１株につき800円を支払う。

② Ｂ種株式に対しては、本項①のほか、残余財産の分配を行わない。

（ⅲ）議決権

Ｂ種株主は、株主総会において議決権を有しない。

（ⅳ）取得請求とＤ種株式およびＥ種株式の交付

Ｂ種株主は、平成21年３月23日以降いつでも、当社に対し、Ｂ種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、Ｂ種株式５株を取得するのと引換えに、当該Ｂ種株主に対し、Ｄ種株式４株およびＥ種株式１株を交付する。なお、取得請求は、５の整数倍のＢ種株式をもって行わなければならない。

（ⅴ）取得請求と現金の交付

Ｂ種株主は、平成20年９月20日以降、毎年７月１日から７月31日までの期間（以下「取得請求可能期間」という。）において、当社に対し、Ｂ種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の２分の１に相当する金額を上限として、取得請求期間満了の日から１ヶ月以内に、分配可能額の範囲内において、当該Ｂ種株主またはＢ種登録株式質権者に対し、１株につき800円を交付する。

（ⅵ）任意取得

当社は、いつでも法令に従って、Ｂ種株主との合意により、分配可能額をもって、Ｂ種株式を取得し、取締役会決議によって、これを消却することができる。

（Ⅱ）Ｄ種株式

（ⅰ）優先配当金

① 当社は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録されたＤ種株主またはＤ種株式の登録株式質権者（以下「Ｄ種登録株式質権者」という。）に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、Ｄ種株式１株につき年80円を上限として、Ｄ種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額（ただし、Ｂ種株式の取得請求によって発行されるＤ種株式については、Ｂ種株式の発行に際して定められた額）の剰余金の配当（以下「Ｄ種優先配当金」という。）を、分配可能額がある限り必ず支払う。ただし、配当金額の計算は、円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。

② 当社は、定款に定める金銭の分配を行うときは、Ｄ種株主またはＤ種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、Ｄ種株式１株につきＤ種優先配当金の２分の１を上限として、Ｄ種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（以下「Ｄ種優先中間配当金」という。）を支払う。

③ Ｄ種優先中間配当金が支払われた場合においては、Ｄ種優先配当金の支払いは、Ｄ種優先中間配当金を控除した額による。

④ Ｄ種株式に対する配当が、当該事業年度において本項①の金額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。

⑤ Ｄ種株式に対しては、本項①に規定するＤ種優先配当金の額を超えては配当しない。

（ⅱ）残余財産分配

① 当社は、残余財産を分配するときは、Ｄ種株主またはＤ種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、Ｄ種株式１株につき800円を支払う。

② Ｄ種株式に対しては、本項①のほか、残余財産の分配を行わない。

(iii) 議決権

D種株主は、株主総会において議決権を有しない。

(iv) 取得請求と現金の交付

① D種株主は、平成21年３月23日以降、毎年７月１日から７月31日までの期間（以下「取得請求可能期間」という。）において、D種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の２分の１に相当する金額を上限として、取得請求可能期間満了の日から１ヶ月以内に、分配可能額の範囲内において、当該D種株主またはD種登録株式質権者に対し、１株につき1,000円を交付する。

② 本項①および(Ⅲ)(vi)①にかかわらず、本項①により取得請求されたD種株式への交付金額総額と(Ⅲ)(vi)①に基づいて強制取得されるE種株式への交付金額総額の合計額が本項①の分配可能額の上限金額を超える場合、当社は、本項①により取得請求されたD種株式の株式数にかかわらず、当該分配可能額の上限金額の限度内において、D種株式４株に対しE種株式１株の割合にてD種株式とE種株式を取得するものとし、当該D種株主またはD種登録株式質権者に対しては１株につき1,000円を交付し、且つ、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対しては、１株につき取得時の時価と(Ⅲ)(vii)に定める額（以下「E種基準価額」という。）との差額の７％に、800円をE種基準価額で除して得られる数を乗じた額の５倍の額の金員を交付する。ただし、E種株式１株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。

(v)強制取得

① 当社は、平成21年３月23日以降、毎年８月１日（当日が土日祝日の場合は翌営業日とする。以下「強制取得可能日」という。）に、D種株主またはD種登録株式質権者の意思にかかわらず、D種株式を取得することができる。この場合、当社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の２分の１に相当する金額を上限として、分配可能額の範囲内において、当該D種株主またはD種登録株式質権者に対し、１株につき1,000円を交付する。

② 本項①の取得がD種株式の一部取得に留まる場合、各D種株主またはD種登録株式質権者から取得する株式数(１株未満切捨）は次の計算式により定めるものとする。
各D種株主またはD種登録株式質権者から取得する株式数＝当該D種株主またはD種登録株式質権者が有する株式数×強制取得対象D種株式総数／発行済D種株式総数

(vi) 任意取得

当社は、いつでも法令に従って、D種株主との合意により、分配可能額をもって、D種株式を取得し、取締役会決議によって、これを消却することができる。

(Ⅲ) E種株式

(i) 優先配当金

① 当社は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録されたE種株主またはE種株式の登録株式質権者（以下「E種登録株式質権者」という。）に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、E種株式１株につき年80円を上限として、E種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額（ただし、B種株式の取得請求によって発行されるE種株式については、B種株式の発行に際して定められた額）の剰余金の配当（以下「E種優先配当金」という。）を、分配可能額がある限り必ず支払う。ただし、配当金額の計算は、円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。

② 当社は、定款に定める金銭の分配を行うときは、E種株主またはE種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、E種株式１株につきE種優先配当金の２分の１を上限として、E種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（以下「E種優先中間配当金」という。）を支払う。

③ E種優先中間配当金が支払われた場合においては、E種優先配当金の支払いは、E種優先中間配当金を控除した額による。

④ E種株式に対する配当が、当該事業年度において本項①の金額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。

⑤ E種株式に対しては、本項①に規定するE種優先配当金の額を超えては配当しない。

（ⅱ）残余財産分配

① 当社は、残余財産を分配するときは、Ｅ種株主またはＥ種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、Ｅ種株式１株につき800円を支払う。

② Ｅ種株式に対しては、本項①のほか、残余財産の分配を行わない。

（ⅲ）議決権

Ｅ種株主は、株主総会において議決権を有しない。

（ⅳ）取得請求と新株予約権の交付

Ｅ種株主は、平成21年から平成45年までの間、毎年の取得請求可能期間において、Ｅ種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、取得請求期間満了の日から１ヶ月以内に、当該Ｅ種株主またはＥ種登録株式質権者に対し、Ｅ種株式１株につき、別紙「新株予約権の内容および数」に定める内容の新株予約権５個を交付する。

（ⅴ）取得請求と現金の交付

Ｅ種株主は、平成46年以降については、毎年の取得請求可能期間において、Ｅ種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の２分の１に相当する金額を上限として、取得請求期間満了の日から１ヶ月以内に、分配可能額の範囲内において、当該Ｅ種株主またはＥ種登録株式質権者に対し、１株につき、取得時の時価とＥ種基準価額との差額の７％に、800円をＥ種基準価額で除して得られる数を乗じた額の５倍の額の金員を交付する。ただし、Ｅ種株式１株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。

（ⅵ）強制取得

① 当社は、(Ⅱ)(ⅳ)に基づきＤ種株主からＤ種株式の取得請求がなされた場合、Ｅ種株主またはＥ種登録株式質権者の意思にかかわらず、取得請求がなされたＤ種株式の数の４分の１の数のＥ種株式を取得することができる。この場合、当社は、Ｄ種株式の取得請求がなされた事業年度の前事業年度における分配可能額の２分の１に相当する金額を上限として、分配可能額の範囲内において、当該Ｅ種株主またはＥ種登録株式質権者に対し、１株につき、取得時の時価とＥ種基準価額との差額の７％に、800円をＥ種基準価額で除して得られる数を乗じた額の５倍の額の金員を交付する。ただし、Ｅ種株式１株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。

② (Ⅱ)(ⅳ)①および本項①にかかわらず、取得請求されたＤ種株式への交付金額総額と本項①に基づいて強制取得されるＥ種株式への交付金額総額の合計額が本項①の分配可能額の上限金額を超える場合、当社は、(Ⅱ)(ⅳ)に基づき取得請求されたＤ種株式の株式数にかかわらず、当該分配可能額の上限金額の限度内において、Ｄ種株式４株に対しＥ種株式１株の割合にてＤ種株式とＥ種株式を取得するものとし、当該Ｄ種株主またはＤ種登録株式質権者に対しては１株につき1,000円を交付し、且つ、当該Ｅ種株主またはＥ種登録株式質権者に対しては、１株につき取得時の時価とＥ種基準価額との差額の７％に、800円をＥ種基準価額で除して得られる数を乗じた額の５倍の額の金員を交付する。ただし、Ｅ種株式１株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。

③ 本項①および②の取得がＥ種株式の一部取得に留まる場合、各Ｅ種株主またはＥ種登録株式質権者から取得する株式数（１株未満切捨）は次の計算式により定めるものとする。
各Ｅ種株主またはＥ種登録株式質権者から取得する株式数＝当該Ｅ種株主またはＥ種登録株式質権者が有する株式数×強制取得対象Ｅ種株式総数／発行済Ｅ種株式総数

④ 前項および本項の取得時の時価とは、毎年８月１日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社大阪証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）を指すものとする。

（ⅶ）基準価額

① Ｅ種基準価額は、(Ⅲ)(ⅴ)または前項①に基づき当社がＥ種株式を取得する年の４月１日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社大阪証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。ただし、前記の平均値が、146.7円（以下「Ｅ種上限価額」という。）を超えたときはＥ種上限価額を、Ｅ種上限価額の２分の１を下回ったときはＥ種上限価額の２分の１を、Ｅ種基準価額とする。

② 本項①にかかわらず、当社がＥ種株式を平成25年９月20日から平成26年３月31日までの間に取得することとなった場合、Ｅ種基準価額は146.7円とする。

(viii)基準価額の調整

① 平成21年３月19日以降に次のaないしcのいずれかに該当する事情が生じた場合には、Ｅ種基準価額の算定にあたり、Ｅ種基準価額を次に定める算式（以下「Ｅ種基準価額調整式」という。）により調整する。

$$\text{調整後 E種基準価額} = \text{調整前 E種基準価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

a　Ｅ種基準価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む）

b　株式の分割により普通株式を発行する場合

c　Ｅ種基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式を取得できる新株予約権を発行する場合またはＥ種基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式を引換えとして交付することを内容とする取得請求権付株式を発行する場合（Ｂ種株式の取得請求によりＤ種株式、Ｅ種株式を発行する場合を除く）

② 本項①aからcに掲げる場合の他、合併、資本の減少または普通株式の併合などによりＥ種基準価額の調整を必要とする場合には、合併比率、資本の減少の割合、併合割合などに即して、取締役会が適当と判断する価額に変更する。

③ Ｅ種基準価額調整式に使用する１株当たりの時価は、調整後Ｅ種基準価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社大阪証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。

④ Ｅ種基準価額調整式に使用する調整前Ｅ種基準価額は、調整後Ｅ種基準価額を適用する前日において有効なＥ種基準価額とし、また、Ｅ種基準価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後Ｅ種基準価額を適用する日の１ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。

(ix)任意取得

当社は、いつでも法令に従って、Ｅ種株主との合意により、分配可能額をもって、Ｅ種株式を取得し、取締役会決議によって、これを消却することができる。

４．別紙「新株予約権の内容および数」（３.(Ⅲ)(iv)参照）の内容は次のとおりであります。

①新株予約権の目的たる株式の種類および数、またはその数の算定方法

当社は、新株予約権１個につき、800円を②に定める額（以下「基準価額」という。）で除して得られる数の当社普通株式を交付する。

②基準価額

ア 新株予約権の権利行使が平成25年９月20日から平成26年３月31日までの間に行われた場合、146.7円（以下「当初基準価額」という。）を基準価額とする。新株予約権の権利行使が平成26年４月１日以降に行われた場合については、毎年４月１日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社大阪証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）を、同年４月１日より翌年３月31日まで１年間に権利行使する場合の基準価額とする。ただし、前記の平均値が、当初基準価額を超えたときは当初基準価額を、当初基準価額の２分の１を下回ったときは当初基準価額の２分の１を、基準価額とする。

イ 次のaないしcのいずれかに該当する事情が生じた場合には、基準価額の算定にあたり、基準価額を次に定める算式（以下「基準価額調整式」という。）により調整する。

$$\text{調整後 基準価額} = \text{調整前 基準価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

a　基準価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む）

b 株式の分割により普通株式を発行する場合

c 基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式を取得できる新株予約権を発行する場合または基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式を引換えとして交付することを内容とする取得請求権付株式を発行する場合

ウ イaからcに掲げる場合の他、合併、資本の減少または普通株式の併合などにより基準価額の調整を必要とする場合には、合併比率、資本の減少の割合、併合割合などに即して、取締役会が適当と判断す る価額に変更する。

エ 基準価額調整式に使用する１株当たりの時価は、調整後基準価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社大阪証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。

オ 基準価額調整式に使用する調整前基準価額は、調整後基準価額を適用する前日において有効な基準価額とし、また、基準価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後基準価額を適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

③発行する新株予約権の総数

5,000,000個を上限とする。

④新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

金銭の払込を要しない。

⑤新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

１株当たりの払込金額を基準価額（以下「払込金額」という。）とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、この払込金額に①に定める新株予約権１個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

⑥新株予約権の権利行使期間

平成25年９月20日から平成45年９月19日まで（20年間）

⑦新株予約権行使の条件

新株予約権の抵当・質入、その他の処分は認めない。

⑧増加する資本金および資本準備金に関する事項

ア 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、その端数を切上げた額とする。

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項ア記載の資本金等増加限度額から本項アに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨新株予約権の取得条項

ア 当社は、平成21年から平成25年までの間、毎年８月１日(当日が土日祝日の場合は翌営業日とする。)に、新株予約権者の意思にかかわらず、新株予約権を取得することができる。この場合、当社は、当該新株予約権者に対し、新株予約権１個につき、取得時の時価と146.7円との差額の７％に800円を146.7円で除して得られる数を乗じて算出される額の金員を交付する。ただし、新株予約権１個に対し交付される金員の上限は200円とする。

イ 前項の取得が新株予約権の一部取得に留まる場合、各新株予約権者から取得する新株予約権の個数（１個未満切捨）は次の計算式により定めるものとする。

各新株予約権者から取得する新株予約権の個数＝当該新株予約権者が有する新株予約権の個数×強制取得対象新株予約権総数／発行済新株予約権総数

ウ 取得時の時価とは、８月１日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社大阪証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。

⑩組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ア　交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

イ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ウ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第①項に準じて決定する。

エ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

オ　新株予約権を行使することができる期間

第⑥項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、第⑥項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

カ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

第⑧項に準じて決定する。

キ　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

ク　再編対象会社による新株予約権の取得

第⑨項に準じて決定する。

⑪端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第283条の定めに従うものとする。

⑫新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成23年７月１日～平成23年９月30日	－	12,220,950	－	3,642,350	－	－

（６）【大株主の状況】

平成23年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番１号	5,312	43.47
西日本興産株式会社	北九州市八幡西区築地町１番１号	785	6.43
新日本製鐵株式會社	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号	404	3.31
高田工業所社員持株会	北九州市八幡西区築地町１番１号	308	2.53
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	281	2.31
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都中央区晴海一丁目８番12号	281	2.30
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町１番１号	195	1.60
大迫　基弘	福岡県古賀市	150	1.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目８番11号	123	1.01
大迫　正善	福岡県古賀市	100	0.82
計	－	7,943	65.00

（注）　当社は自己株式888千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成23年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数（個）	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合（％）
西日本興産株式会社	北九州市八幡西区築地町１番１号	1,570	12.52
新日本製鐵株式會社	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号	809	6.45
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番１号	625	4.98
高田工業所社員持株会	北九州市八幡西区築地町１番１号	617	4.92
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	563	4.49
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都中央区晴海一丁目８番12号	563	4.49
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町１番１号	391	3.12
大迫　基弘	福岡県古賀市	300	2.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目８番11号	246	1.96
大迫　正善	福岡県古賀市	200	1.60
計	－	5,884	46.93

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成23年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	（優先株式） Ｂ種株式5,000,000	―	「１(1) ②発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式888,500	―	「１(1) ②発行済株式」の「内容」の記載を参照
完全議決権株式（その他）	普通株式6,269,000	12,538	「１(1) ②発行済株式」の「内容」の記載を参照
単元未満株式	普通株式63,450	―	１単元（500株）未満の株式
発行済株式総数	12,220,950	―	―
総株主の議決権	―	12,538	―

（注）１　「完全議決権株式（その他）」欄の株式数には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株（議決権４個）含まれています。

２　「単元未満株式」欄の株式数には、当社所有の自己株式42株が含まれています。

②【自己株式等】

平成23年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社高田工業所	北九州市八幡西区築地町１番１号	888,500	―	888,500	7.27
計	―	888,500	―	888,500	7.27

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しています。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第２四半期連結会計期間（平成23年７月１日から平成23年９月30日まで）及び第２四半期連結累計期間（平成23年４月１日から平成23年９月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
（1）【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当第２四半期連結会計期間 (平成23年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,491,143	2,266,293
受取手形・完成工事未収入金等	12,921,560	12,824,377
有価証券	60,000	60,000
未成工事支出金	1,308,776	2,185,758
その他のたな卸資産	※1 25,308	※1 36,499
繰延税金資産	53,187	64,742
その他	95,359	129,869
貸倒引当金	△5,953	△5,893
流動資産合計	16,949,382	17,561,647
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,663,021	2,604,377
機械、運搬具及び工具器具備品（純額）	396,187	372,547
土地	4,045,444	4,066,074
建設仮勘定	―	53,901
その他（純額）	62,615	65,612
有形固定資産合計	7,167,269	7,162,513
無形固定資産	304,900	252,659
投資その他の資産		
投資有価証券	378,018	349,925
長期貸付金	35,191	29,965
繰延税金資産	367,240	386,441
その他	324,472	319,726
投資その他の資産合計	1,104,922	1,086,059
固定資産合計	8,577,092	8,501,232
資産合計	25,526,475	26,062,880
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	6,542,942	7,073,159
短期借入金	5,746,000	4,966,000
未払法人税等	156,562	207,145
未成工事受入金	591,698	402,496
完成工事補償引当金	1,870	1,520
事業整理損失引当金	36,970	34,555
その他	1,011,753	636,401
流動負債合計	14,087,797	13,321,278
固定負債		
長期借入金	171,000	1,493,000
再評価に係る繰延税金負債	797,701	797,701
退職給付引当金	921,386	945,621
その他	184,267	161,184
固定負債合計	2,074,355	3,397,507
負債合計	16,162,152	16,718,785

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当第２四半期連結会計期間 (平成23年９月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,642,350	3,642,350
資本剰余金	51	51
利益剰余金	6,887,916	6,981,867
自己株式	△23,078	△23,286
株主資本合計	10,507,239	10,600,983
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	21,158	3,411
土地再評価差額金	△713,473	△713,473
為替換算調整勘定	△451,587	△547,747
その他の包括利益累計額合計	△1,143,902	△1,257,809
少数株主持分	985	921
純資産合計	9,364,323	9,344,095
負債純資産合計	25,526,475	26,062,880

（２）【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第２四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日)
完成工事高	22,289,603	19,205,818
完成工事原価	19,964,590	17,528,827
完成工事総利益	2,325,012	1,676,991
販売費及び一般管理費	※ 1,274,971	※ 1,295,175
営業利益	1,050,041	381,816
営業外収益		
受取利息	1,837	4,661
受取配当金	7,392	7,167
受取賃貸料	13,926	13,174
助成金収入	41,998	42,973
その他	27,972	20,040
営業外収益合計	93,127	88,016
営業外費用		
支払利息	45,052	41,256
売上債権売却損	28,031	17,382
為替差損	17,226	5,634
追悼式典費用	38,277	―
その他	12,983	29,175
営業外費用合計	141,570	93,449
経常利益	1,001,598	376,384
特別利益		
固定資産売却益	14,888	―
完成工事補償引当金戻入額	100	―
特別利益合計	14,988	―
特別損失		
固定資産除却損	1,895	2,145
特別損失合計	1,895	2,145
税金等調整前四半期純利益	1,014,691	374,238
法人税、住民税及び事業税	259,388	177,629
法人税等調整額	137,697	△18,727
法人税等合計	397,086	158,902
少数株主損益調整前四半期純利益	617,605	215,336
少数株主利益	92	54
四半期純利益	617,513	215,282

【四半期連結包括利益計算書】
【第２四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	617,605	215,336
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△20,978	△17,746
為替換算調整勘定	△38,732	△96,261
その他の包括利益合計	△59,710	△114,007
四半期包括利益	557,894	101,328
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	557,843	101,375
少数株主に係る四半期包括利益	51	△47

（３）【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,014,691	374,238
減価償却費	242,112	236,105
貸倒引当金の増減額（△は減少）	394	△60
退職給付引当金の増減額（△は減少）	8,700	24,235
完成工事補償引当金の増減額（△は減少）	△100	△350
工事損失引当金の増減額（△は減少）	47,216	△161
事業整理損失引当金の増減額（△は減少）	△163,184	△2,414
受取利息及び受取配当金	△9,230	△11,828
支払利息	45,052	41,256
固定資産売却損益（△は益）	△14,888	―
固定資産除却損	1,895	2,145
売上債権の増減額（△は増加）	△1,667,873	△17,479
未成工事支出金の増減額（△は増加）	631,049	△876,982
仕入債務の増減額（△は減少）	167,457	542,231
未成工事受入金の増減額（△は減少）	△253,945	△130,038
その他	18,673	△443,624
小計	68,020	△262,725
利息及び配当金の受取額	9,230	11,828
利息の支払額	△47,859	△41,557
法人税等の支払額	△487,160	△125,638
営業活動によるキャッシュ・フロー	△457,769	△418,093
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△63,630	△295,450
定期預金の払戻による収入	419,958	―
有価証券の取得による支出	△30,000	△30,000
有価証券の償還による収入	30,000	30,000
有形及び無形固定資産の取得による支出	△70,099	△176,204
有形及び無形固定資産の売却による収入	75	―
投資有価証券の取得による支出	△1,543	△1,683
貸付金の回収による収入	3,620	1,495
その他	△4,500	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	283,880	△471,842
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△1,070,000	△980,000
長期借入れによる収入	―	1,700,000
長期借入金の返済による支出	△178,000	△178,000
自己株式の取得による支出	△106	△207
配当金の支払額	△123,683	△120,904
その他	△4,183	△8,763
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,375,973	412,123
現金及び現金同等物に係る換算差額	△28,895	△42,487
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,578,758	△520,300
現金及び現金同等物の期首残高	3,541,834	2,521,143
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,963,076	※ 2,000,843

【追加情報】

当第２四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日）
（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 第１四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月４日）を適用しています。

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

前連結会計年度 （平成23年３月31日）	当第２四半期連結会計期間 （平成23年９月30日）
※１　その他のたな卸資産の内訳 材料貯蔵品　25,308千円	※１　その他のたな卸資産の内訳 材料貯蔵品　36,499千円
２　保証債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っています。 （1）従業員が銀行から借入れた住宅資金　2,042千円 （2）築地工業（協）の銀行借入金　12,870 計　14,912	２　保証債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っています。 （1）従業員が銀行から借入れた住宅資金　1,720千円 （2）築地工業（協）の銀行借入金　9,150 計　10,870
３　コミットメントライン契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行11行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しています。 当連結会計年度末におけるコミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりです。 総貸付極度額　7,300,000千円 借入実行残高　5,300,000 差引額　2,000,000	３　コミットメントライン契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行11行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しています。 当第２四半期連結会計期間末におけるコミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりです。 総貸付極度額　6,300,000千円 借入実行残高　4,300,000 差引額　2,000,000

（四半期連結損益計算書関係）

前第２四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日）
※　このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりです。 従業員給料手当　435,655千円 退職給付費用　41,768 貸倒引当金繰入額　394	※　このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりです。 従業員給料手当　463,460千円 退職給付費用　32,598

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前第２四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日）
※　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成22年９月30日現在） 現金及び預金勘定　1,933,076千円 取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資（有価証券）　30,000 現金及び現金同等物　1,963,076	※　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成23年９月30日現在） 現金及び預金勘定　2,266,293千円 預入期間が３ヶ月を超える定期預金　△295,450 取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資（有価証券）　30,000 現金及び現金同等物　2,000,843

（株主資本等関係）

Ⅰ　前第２四半期連結累計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年９月30日）

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年６月24日定時株主総会	普通株式	63,336	10	平成22年３月31日	平成22年６月25日	利益剰余金
	Ｂ種株式	61,960	12.392	平成22年３月31日	平成22年６月25日	利益剰余金

Ⅱ　当第２四半期連結累計期間（自　平成23年４月１日　至　平成23年９月30日）

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年６月24日定時株主総会	普通株式	63,331	10	平成23年３月31日	平成23年６月27日	利益剰余金
	Ｂ種株式	58,000	11.600	平成23年３月31日	平成23年６月27日	利益剰余金

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前第２四半期連結累計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年９月30日）及び当第２四半期連結累計期間（自　平成23年４月１日　至　平成23年９月30日）

当社グループは、プラント事業ならびにこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第２四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日）
(1)　１株当たり四半期純利益（円）	97.50	33.99
（算定上の基礎）		
四半期純利益（千円）	617,513	215,282
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る四半期純利益（千円）	617,513	215,282
普通株式の期中平均株式数（株）	6,333,493	6,332,804
(2)　潜在株式調整後１株当たり四半期純利益（円）	18.38	6.41
（算定上の基礎）		
四半期純利益調整額（千円）	―	―
普通株式増加数（株）	27,266,530	27,266,530
（うち優先株式（Ｂ種株式））（株）	(27,266,530)	(27,266,530)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月11日

株式会社高田工業所
　取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐 藤 宏 文 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮 本 義 三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社高田工業所の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間（平成23年７月１日から平成23年９月30日まで）及び第２四半期連結累計期間（平成23年４月１日から平成23年９月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社高田工業所及び連結子会社の平成23年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第２四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。